

設楽町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

設楽町長 土 屋 浩

令和 7 年設楽町規則第 5 号

設楽町建設工事執行規則の一部を改正する規則

設楽町建設工事執行規則(平成17年設楽町規則第45号)の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「108分の100」を「110分の100」に改める。

第10条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提出することにより行われる場合であって、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

第14条中「8 パーセント」を「10パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

設楽町建設工事執行規則（平成17年設楽町規則第45号）新旧対照表

改正後	改正前
（予定価格書の作成） 第7条 予定価格は、消費税及び地方消費税額を含んだ総額で定めるものとする。ただし、予定価格書（様式第12）には、入札書比較価格（予定価格の<u>110分の100</u>の価格）を予定価格に併記する。なお、最低制限価格を設ける場合も同様とする。 （開札） 第10条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出することにより行われる場合であって、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。</u> <u>3 （略）</u> （落札者及び落札価格の決定） 第14条 落札者の決定は、入札書比較価格の範囲内で最低の価格を入札書に記載した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の<u>10パーセント</u>を加算した額を落札価格とする。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。	（予定価格書の作成） 第7条 予定価格は、消費税及び地方消費税額を含んだ総額で定めるものとする。ただし、予定価格書（様式第12）には、入札書比較価格（予定価格の<u>108分の100</u>の価格）を予定価格に併記する。なお、最低制限価格を設ける場合も同様とする。 （開札） 第10条 （略） <u>2 （略）</u> （落札者及び落札価格の決定） 第14条 落札者の決定は、入札書比較価格の範囲内で最低の価格を入札書に記載した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の<u>8パーセント</u>を加算した額を落札価格とする。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。